

由布市告示第124号

平成29年第4回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成29年11月29日

由布市長 相馬 尊重

- 1 期 日 平成29年12月6日
 - 2 場 所 由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
野上 安一君	加藤 幸雄君
工藤 俊次君	鷺野 弘一君
甲斐 裕一君	溝口 泰章君
browse けさ子君	佐藤 人已君
田中真理子君	工藤 安雄君
長谷川建策君	佐藤 郁夫君

○応招しなかった議員

なし

平成29年 第4回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成29年12月6日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成29年12月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の所信表明
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第21号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第22号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第23号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第9 議案第55号 由布市条件付返還免除型奨学資金条例の制定について
- 日程第10 議案第56号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第57号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第58号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第59号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第60号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第61号 由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第62号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第63号 由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第64号 由布市奥江休暇村センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第65号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第66号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について

- 日程第21 議案第67号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第68号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第69号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第70号 由布市狭霧台園地の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第71号 大分地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について
- 日程第26 議案第72号 平成29年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第73号 平成29年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第74号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第75号 平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の所信表明
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第21号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第22号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第23号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第9 議案第55号 由布市条件付返還免除型奨学資金条例の制定について
- 日程第10 議案第56号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第57号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第58号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第59号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第60号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第61号 由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第62号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第63号 由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーション

センター」の指定管理者の指定について

- 日程第18 議案第64号 由布市奥江休暇村センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第65号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第66号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第67号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第68号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第69号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第70号 由布市狭霧台園地の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第71号 大分地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について
- 日程第26 議案第72号 平成29年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第73号 平成29年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第74号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第75号 平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（20名）

1番 佐藤 孝昭君	2番 高田 龍也君
3番 坂本 光広君	4番 吉村 益則君
5番 田中 廣幸君	6番 加藤 裕三君
7番 平松恵美男君	8番 太田洋一郎君
9番 野上 安一君	10番 加藤 幸雄君
11番 工藤 俊次君	12番 鷺野 弘一君
13番 甲斐 裕一君	14番 溝口 泰章君
15番 淵野けさ子君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 工藤 安雄君
19番 長谷川建策君	20番 佐藤 郁夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 首藤 康志君
書記 小川 晃平君

書記 一野 英実君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	教育長	加藤 淳一君
総務課長	奈須 千明君	財政課長	一尾 和史君
総合政策課長	漆間 尚人君	税務課長	鶴原 章二君
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長			田邊 祐次君
会計管理者	佐藤 久生君	建設課長	大嶋 幹宏君
農政課長	栗嶋 忠英君	水道課長	大久保隆介君
福祉事務局長兼福祉課長			佐藤 公教君
健康増進課長	生野 浩一君	商工観光課長	衛藤 浩文君
挾間振興局長兼地域振興課長			森下 祐治君
庄内振興局長兼地域振興課長			八川 英治君
湯布院振興局長兼地域振興課長			右田 英三君
教育次長兼教育総務課長			板井 信彦君
消防長	江藤 修一君	代表監査委員	大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（佐藤 郁夫君） 皆さん、おはようございます。これより、平成29年第4回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 郁夫君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、坂本光広君、4番、吉村益則君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 郁夫君） 次に日程第2、会期の決定を議題とします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告をお願いします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。平成29年第4回定例会の開会にあたりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

また、本定例会において提案いたすこととしております報告3件、議案21件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いする次第ですが、少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について詳細な御報告を申し上げます。

なお、お手元の行政報告は、第3回定例会閉会後から記載させていただいております。報告につきましては、私の就任後の案件について御報告申し上げます。

まず、11月3日の文化の日には、それぞれの分野から由布市の発展に多大な御貢献をもたらしました7名と1団体の皆様に対しまして、功労表彰式をとり行い、その功績をたたえとともに、関係者の皆様にも感謝を申し上げたところでございます。

11月8日には、安全・安心の道づくりを求める全国大会に出席いたしました。大会では、長期安定的に道路整備が進められるよう、平成30年度道路関係予算の確保などの大会決意が採択されました。

11月9日には、庄内地域の生涯学習拠点施設となる、由布市庄内公民館の安全祈願祭がとり行われました。

11月13日には、広瀬大分県知事と県内の市町村長との意見交換会が開催され、出席をいたしました。この意見交換会では、災害対応力の強化や、重度心身障がい者医療費給付事業についての意見交換が行われたところでございます。

11月18日には、佐藤議長とともに、在京由布市会総会へ出席をいたしました。会の中では、故郷に思いをはせる皆様より、由布市への力強いエールをいただき、心強く思ったところでございます。

また、総会では、役員改選が行われ、挾間町出身の佐藤勝さんが会長に就任をされました。

11月26日には、昨年4月に発生しました熊本・大分地震への御支援に対する感謝と、今の元気な由布市の姿を皆様に知っていただくことを目的とした、災害復旧支援に感謝する大分駅前イベントに出席をいたしました。当日は、由布市のおいしい食べ物を初め、多くの特産品や商品を御用意し、多くの方々に由布市の元気な姿を感じていただいたところでございます。

11月30日には、年末年始の事件事故の未然防止を目的とした、年末年始特別警戒部隊、ななせ部隊の発隊式に出席をいたしました。当日は、市民の皆様が安心して年末年始を迎えられるよう、警戒並びに啓発活動の徹底についてお願いを申し上げたところでございます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成29年第3回定例会において採択されました陳情の処理経過と結果について、執行部より報告を求めます。総務課長。

○総務課長（奈須 千明君） 総務課長です。

それでは、平成29年第3回定例会で御審議をいただきました陳情について、その処理経過、結果報告を行います。

陳情受理番号4、件名、大分川漁業協同組合に係る増殖及び環境保全予算の助成についてにつきましては、大分川漁業協同組合と協議し、稚魚放流事業を行う計画です。事業終了後、年度内に助成を行うこととしています。

受理番号6、件名、近火により類焼した産廃処理費についての陳情につきましては、出雲大社庄内教会より陳情がありました、火災ごみ処理費用の市の負担について、庁内政策調整会議及び政策会議にて慎重に協議をいたしました。その結果、特定の宗教法人、宗教施設への公費の支出行為は、憲法第20条及び第89条の政教分離規定に抵触することから、自治体としての対応は困難という判断に至りました。

受理番号7、件名、過疎化・超高齢化でも費用対効果の高い自家用有償運送を、公助と共助で進めましょうにつきましては、過疎化・高齢化が急速に進行する中で、地域の公共交通のあり方は、今後の大きな行政課題と捉えています。

自家用有償運送について、直ちに事業実施は難しいと考えておりますが、今後、地域公共交通

網形成計画、及び実施計画を策定する経過の中で、実施の可能性も含めて協議、研究していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 陳情の処理経過と結果が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。由布大分環境衛生組合議会議長、工藤安雄君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。由布大分環境衛生組合議長の工藤安雄です。臨時議会と定例会がありましたので報告いたします。

まず、臨時議会のほうからいたします。平成29年第2回由布大分環境衛生組合議会臨時会が由布大分環境衛生組合会議室で、平成29年11月21日、午前10時から由布大分環境衛生組合会議室で開催されましたので、その結果について報告をいたします。

会期は当日1日限りとし、議事事件としては、議長、副議長の選挙であります。議長に工藤安雄議員、副議長に佐藤人己議員を選出いたしました。

以上で、平成29年第2回由布大分環境衛生組合議会臨時議会の報告いたします。

続きまして、平成29年第2回由布大分環境衛生組合議会定例会が由布大分環境衛生組合会議室で、平成29年11月29日、午前10時から開催されましたので、その結果について報告いたします。

会期は当日1日限りとし、議事事件としては、報告1件、認定1件、議案2件が上程されました。

報告第2号、平成28年度由布大分環境衛生組合一般会計繰越明許費、繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費446万6,000円の繰り越し留保の詳細説明が事務局より報告がありました。

次に、認定第1号、平成28年度由布大分環境衛生組合歳入歳出決算の認定についてであります。

事務局より歳入歳出決算書に基づいて詳細な説明があり、平成28年度歳入歳出決算額は収入済み額6億6,418万3,991円、支出済み額6億1,465万2,062円、繰越明許費繰り越し額446万6,000円を差し引き額4,506万5,929円が、翌年度繰越金となるとの説明がありました。歳入歳出主なものについては記載のとおりです。

次いで、監査委員の大塚裕生氏から、決算審査報告あり、審査の期間は平成29年7月20日の1日の間、松下監査委員と2名で監査を行った報告がありました。

審査意見といたしましては、適切に処理されている旨が報告されました。しかし、平成28年度より、ごみ収集業務は民営化されたことにより、前年度と今年度の費用対効果を数値化してお

らず、早期に明確にできるよう指摘がありました。

また、退職等に伴う職員の減少やし尿処理施設の老朽化など、運営上の問題は懸念される旨は指摘されました。運営上の問題としては、退職等に伴う職員の減少や、し尿処理施設の老朽化などは、今後懸念されるが、環境衛生組合の業務は、地域住民の生活に欠かせないものであるため、今後も由布市、大分市、両市と連携をとり、業務に支障が出ないよう体制を図るよう要望された旨が報告された。

審議の結果、全員の賛成により認定されました。

議案第4号、平成29年度由布大分環境衛生組合補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ987万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,485万4,000円と定めるもの。歳入は分担金及び負担金を19万2,000円減額し、前年度繰越金を1,006万5,000円増額するものです。歳出は、総務費を65万1,000円の増額、衛生費を438万5,000円の増額、予備費を483万7,000円の増額となっています。

審議の結果、全員の賛成により可決されました。

議案第5号、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

識見を有する者の監査委員が任期満了となるため、再度大塚裕生氏の選任同意を求めたものがあります。採決の結果、全員の賛成により可決されました。

以上で、平成29年第2回由布大分環境衛生組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

日程第4. 市長の所信表明

○議長（佐藤 郁夫君） 日程第4、市長から所信表明をしたいとの旨の申し出がありますので、発言を許します。市長。

○市長（相馬 尊重君） 平成29年第4回由布市議会定例会の開会にあたり、議会の御審議をお願いするに先立ちまして、私の市政運営に対する所信の一端を申し述べ、市民の皆様並びに議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、去る10月22日に執行されました市長選挙におきまして、多くの市民の皆様より暖かい御支援、御指示をいただき、10月30日付で第2代由布市長として、今後4年間の市政運営の重責を担うこととなりました。微力ではございますが、私が持ち得る全ての力を傾注し、市政発展のため、全力で取り組んでまいりたいと存じます。市民の皆様、議員の皆様におかれましては、何とぞよろしくお願いをいたします。

さて、昨今の自治体を取り巻く環境は、少子高齢化による本格的な人口減少時代に突入し、そ

れに伴う自治体運営は、大きな転換期を迎えています。その一方で、多様で高度化する住民ニーズに応えられる自治体運営も求められ、自治体を取り巻く環境は厳しさを増している状況となっております。

また、行政があらゆる公共的サービスを提供することには限界があり、これまで以上に選択と集中に基づく政策と適切な財政運営により、持続可能なまちづくりを目指していくことが必要となっております。

そのような中、由布市が誕生して12年間、由布市の初代市長である首藤前市長におかれましては、合併の大命題であった、行財政改革による財政の健全化への取り組みや、効率のよい行政組織の構築、そして市の基盤づくりや将来に向けた広域的な基盤づくりに御尽力をいただきました。

私の市政運営の基本的な考え方といたしましては、首藤前市長の後任として、これまでの12年間の取り組みを踏まえつつ、持続可能な財政運営を見据えながら、市民生活最優先で誇れるまちの実現に取り組んでまいり所存でございます。

また、平成27年度に策定いたしました、第2次由布市総合計画並びに由布市総合戦略の重点戦略プランを着実に実践していくことを基本として、本市の特性を生かしながら、中長期的な視点に立った総合的な施策展開を図ることが重要であると考えております。

また、市民の皆様から、「由布市で暮らしてよかった、由布市で子どもを育ててよかった」と言っただけのような、そういう由布市を実現するため、5つの柱に基づいて誠意をもって取り組んでまいりたいと決意をしているところでございます。

その5つの柱の第1の柱は、安全・安心で快適なまちづくりについてでございます。

まず、安全・安心に生活できるまちづくりとして、子どもから高齢者まで、市民の皆様がいつでも安心・安全に暮らせるまちの実現は、大変重要な課題であります。これまでも、地域防災計画の見直し、自主防災組織の育成、防災ラジオの設置や交通安全施設等の整備に取り組んでまいりました。

今後も、誰もが安全・安心に生活できるまちづくりに取り組み、市民の防災意識の高揚、自主防災組織や防災士の育成を図りながら、自助、共助、公助をそれぞれ大切にしながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、豊かな自然環境を守るまちづくりとして、由布市には由布岳や男池、由布川峡谷などに代表される豊かな自然環境があり、市民の皆様や由布市を訪れる方々の心に癒しを与えているところでございます。

このような豊かな自然環境は、大切な財産であり、貴重な地域資源でもあります。この美しい由布市をこれからも守っていくために、関係団体と協力して、美しい地域、誇りの持てる地域を

つくってまいります。

また、循環型社会を構築するために、ごみの減量化やリサイクルの取り組み、また安全な水の供給を実現するため、水資源の確保など、人と自然に優しい循環型社会を目指してまいります。

続いて、質の高い生活基盤を備えたまちづくりとして、道路を初めとする都市基盤、良好な住環境、情報通信など生活基盤を計画的に整備するとともに、少子高齢化に対応した公共交通網の整備に取り組み、由布市に住み働くことの魅力向上に取り組んでまいります。

特に、ユーバスなどの公共交通網の利便性向上や買い物支援の検討など、お住まいの地域がより住みやすくなる地域となるよう、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

続いて、第2の柱は、人を育むまちづくりについてであります。

まず、安心して笑顔で子育てができるまちづくりとして、子どもたちは次の世代への希望です。将来の由布市が魅力的であり続けるためには、今の子どもたちが安心して成長できる子育てがしやすいまちづくりに向けた取り組みが必要だと考えております。

そのためには、まず働きやすい、子育てしやすい環境づくりのため、保育所、待機児童ゼロの実現を目指してまいります。そして、現在、県内でも最も低い保育料水準の維持や子ども医療費助成制度の対象年齢を18歳までに拡充し、子育て世代を支援しながら、家庭・地域・学校・企業と行政が役割を果たし連携した中で、妊娠・出産・子育てと、切れ目のないサービスの提供に取り組んでまいります。

次に、生きる力を育む学校教育のあるまちづくりとして、由布市の将来を担う子どもたちを守り育てるのは、私たちの責任であり、また重要な使命であります。子どもたちが人間性豊かで自立した人として成長できるよう、幼・小・中・高の連携を深め、基礎学力の向上やいじめや不登校に親身に対応できる仕組みづくりを行ってまいります。

また、生きる力を育むため。未就学時から発達段階に合わせた教育環境を整備し、幼・小・中・高の連携を充実させ、地域に貢献できる人材育成を目指してまいります。

続いて、生きがいに満ちた生涯学習に取り組むまちづくりとして、人は生涯を通じて学びながら豊かな心を育み、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現のため、社会参画や社会貢献ができるよう、生涯にわたり学びを深めることができる学習基盤の整備と仕組みづくりに取り組んでまいります。

続きまして、第3の柱として、医療、福祉のまちづくりについてでございます。

まず、誰もが輝ける福祉社会を目指すまちづくりとして、誰もが安心して暮らし続けるために、お互いが尊厳を保ち、個々の能力が発揮でき、地域社会で支え助け合う優しいまちを目指してまいります。

また、いきいきと健康づくりに取り組む地域社会を目指すまちづくりとして、現在由布市では、

健康立市宣言を行っているものの、由布市の平均健康寿命は県内平均よりも低い状況となっております。市民の皆様が住みなれた地域で、生き生きと元気で暮らしていくことが地域の元気につながるかと考えておりますので、心身ともに健康な生活ができる、健康立市由布市実現のため、いきいき健康サロンやゆふ健康マイレージの取り組みを積極的に活用し、健康づくりが、家庭・地域・学校・職場など、身近な場所や地域で展開されるよう、市民の皆様と一緒に健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

続きまして、第4の柱として、産業振興のまちづくりについてであります。

まず、地域に根差した農林畜産業のまちづくりとしまして、これまでも地産地消・特産品ブランド化推進協議会などで、農産物のブランド化に取り組んでまいりましたが、今後も第1次産業が地域の資源を生かす持続可能な産業となるよう、地産地消や農産物のブランド化を推進し、安定した農業経営の実現を目指してまいりたいと思っております。

さらに、地域のにぎわいを生む商工・観光のまちづくりとして、由布市で頑張っている地場企業の活躍は、由布市の発展に欠かせません。

今後は人材確保や情報共有などによる、頑張る地場中小企業を応援していきながら、地場中小企業の存在感を高め、商店街の魅力向上によるにぎわいを創出し、地域の強みを生かした取り組みの中で、競争力強化を図り、地域活力の向上を目指してまいりたいと考えております。

また、由布市内では、毎年、多くの交流者に訪れていただいております。しかしながら、昨年の熊本大分地震や本年7月の九州北部豪雨等の被害により、深刻な影響を受け、その爪跡は今なお深く、観光産業は、現在厳しい状況にあります。

そのような由布市の観光力を1日でも早く復興するため、由布市観光情報発信拠点施設、ツーリストインフォメーションセンター（通称T I C）ですが、それを中核に据え、復興と前進に取り組む、由布市を訪れる方々に、安らぎや癒しを感じていただき、「由布市に来てよかった」と思っただけのようなおもてなしの心をさらに広げてまいりたいと考えております。

また、由布院温泉を核として、由布市全体を魅力あふれるものとし、競争力の高い魅力ある滞在型・循環型保養温泉地を目指してまいります。

最後に、5番目の柱として、未来へ持続可能な行政運営についてでございます。

まず、市民とともにつくるまちづくりとして、まちづくりの主人公は市民であるとの理念のもと、市民皆様の思いを尊重し、協働によるまちづくり、コミュニティー組織（地域の住民組織）の支援強化に取り組んでまいります。

具体的には、庄内町大津留地区をモデルとして、地域が元気に、子どもから高齢者まで活躍できる、いきいきまちづくり事業を積極的に推進し、新しい地域の力を創造してまいりたいと考えております。

また、持続可能で質の高い行政サービスが提供できる市役所として、市民ニーズに柔軟に対応し、公正公平の市民目線に立った行政サービスの提供に努め、限られた財源の中で、最大限の効果を引き出しながら、事業の実施を図ってまいります。

また、柔軟な発想と創造力豊かな職員の育成に取り組み、継続的な事務事業の見直しを図り、PDCAサイクルを実現することで、効率的で質の高い事務の遂行を目指してまいります。

また、透明性の高い市政運営として、最近の少子高齢化や、住んでいる地域の特性などにより、行政に対する市民ニーズは多様化するとともに、地方分権の推進など新たな行政事務も年々増加しているところでございます。市民の皆様からの信頼をより一層確率するため、透明性の高い市政を目指し、情報発信に取り組み、行政と市民の皆さんとの距離感を縮め、互いに補完しながらまちづくりを行う仕組みづくりを目指してまいります。

以上、市政運営としまして、所信の一端を申し述べさせていただきましたが、人口減少や少子高齢者社会、由布市が抱えている課題について、何よりも市民の生活を優先していくという強い決意を持って取り組んでまいり所存でございます。どうか、市民の皆様、並びに議員の皆様には、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、市政運営に対する所信表明といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の所信表明が終わりました。

日程第5. 請願・陳情について

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題とします。議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（首藤 康志君） 事務局長です。

それでは、お手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。

なお、請願者、陳情者紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

また、付託委員会名は、省略させていただきます。

まず、請願から読み上げます。

受理番号5、件名、庄内町畑田新駅設置について。

請願者、由布市〇〇〇〇〇、新駅設置実行委員会代表、曾根崎久、外1名。

紹介議員、佐藤人巳、鷲野弘一、工藤俊次、坂本光広、佐藤孝昭。

受理番号6、件名、種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願。

請願者、由布市〇〇〇〇〇、小野幹雄。

紹介議員、工藤俊次。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号8、件名、私たちは、市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます。

陳情者、由布市〇〇〇〇〇、「共進会跡地のメガソーラー建設に反対する会」代表、江藤和子。
以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） ただいま、請願2件、陳情1件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第6. 報告第21号

日程第7. 報告第22号

日程第8. 報告第23号

日程第9. 議案第55号

日程第10. 議案第56号

日程第11. 議案第57号

日程第12. 議案第58号

日程第13. 議案第59号

日程第14. 議案第60号

日程第15. 議案第61号

日程第16. 議案第62号

日程第17. 議案第63号

日程第18. 議案第64号

日程第19. 議案第65号

日程第20. 議案第66号

日程第21. 議案第67号

日程第22. 議案第68号

日程第23. 議案第69号

日程第24. 議案第70号

日程第25. 議案第71号

日程第26. 議案第72号

日程第27. 議案第73号

日程第28. 議案第74号

日程第29. 議案第75号

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、本定例会に提出されました報告21号から報告23号の報告3件、

議案第55号から議案第75号までの議案21件について、一括上程します。市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告3件、議案21件でございます。

まず、報告第21号、専決処分の報告については、市道の草刈り作業時の飛び石による自動車の損傷に対する和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第22号、専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第23号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告ですので、代表監査委員より報告いたします。

次に、議案第55号、由布市条件付返還免除型奨学資金条例の制定については、優良な学生または生徒で、経済的理由のため就学が困難である者に必要な資金を貸与し、一定の条件を満たす者に返還を免除する事項を条例で定めるものでございます。

議案第56号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第57号、由布市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与改正に準じ、市議会議員並びに常勤の特別職の期末手当の支給月数の改正を行うものでございます。

議案第58号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、行政職給料表及び勤勉手当の支給月数の改正を行うものでございます。

議案第59号、由布市税特別措置条例の一部改正については、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例を整備するものでございます。

議案第60号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与改正に準じ、教育長の期末手当の支給月数の改正を行うものでございます。

議案第61号、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定についてから、議案第70号、由布市狭霧台園地の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するために議会の議決を求めるものでございます。

今議会に提案している10施設につきましては、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理候補者として選定されているところでございます。

議案第61号の由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」は、地域みずからがまちづくりを行うための拠点施設として整備いたしました。本施設の指定管理者制度の導入に伴い、おおつるまちづくり協議会が指定管理候補者に選定されているところでございます。

議案第62号、由布市湯布院福祉センターについては、施設の指定管理者期間が平成30年3月末をもって終了することに伴い、社会福祉法人由布市社会福祉協議会が指定管理候補者に選定されているところでございます。

議案第63号、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」は、平成30年春に開館を予定しております。今施設の指定管理者の制度の導入に伴い、一般社団法人由布市まちづくり観光局が指定管理候補者に選定されているところでございます。

議案第64号、由布市奥江休暇村センターから、議案第70号、由布市狭霧台園地までは、施設の指定管理期間が平成30年3月末をもって終了することに伴い、議案第64号、由布市奥江休暇村センターは、奥江休暇村管理組合が、議案第65号、由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」は、株式会社縁の里が、議案第66号、由布市里の駅陣屋市場につきましては、挾間町農村女性陣屋市場組合が、また議案第67号、由布市川西農村健康交流センターにつきましては、株式会社田舎の地花良、また議案第68号、由布市下湯平地域特産物加工施設は、下湯平地域特産物加工所管理組合、議案第69号、由布市乙丸温泉館は乙丸区、また議案第70号、由布市狭霧台園地につきましては、由布岳南山麓景観保全機構が、それぞれ指定管理候補者として選定されているところでございます。いずれの組織につきましても、平成30年4月から4年間、指定管理者として指定をお願いするものでございます。

議案第71号、大分地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議については、新たな広域行政の枠組みとして、連携中核都市圏大分都市広域圏が形成され、活動を引き継ぐことにされたことに伴い、第2次基本計画の期間が平成29年末で終了することから、地方自治法第252条の6の規定により、その例によることとされている、同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、平成29年12月31日をもって、大分地域広域市町村圏協議会を廃止するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第72号、平成29年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれに2億6,911万4,000円を追加し、予算総額を194億8,434万1,000円をお願いするものでございます。

歳入予算は、市税の補正を初め、事業に伴う国、県からの支出金や地方債といった特定財源と財政調整基金からの繰入金などを計上いたしております。

歳出予算の主なものとしては、湯布院複合施設整備事業のほか、挟間庁舎3階フロアの改修事業費や子ども医療費助成費の増額、また改良維持といった道路整備費の増額などの補正をお願いしているものでございます。

また、繰越明許費としまして、湯布院複合施設整備事業など3件の追加をお願いしております。債務負担行為につきましては市報ゆふの印刷製本業務委託に伴うものなど3件をお願いしています。地方債につきましては、追加1件、廃止1件、変更6件の補正となっております。

議案第73号、平成29年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれに334万3,000円を減額し、予算総額を42億438万2,000円をお願いするものでございます。歳入につきましては、県支出金、繰入金を増額し、国庫支出金、支払基金交付金を減額するもので、歳出につきましては総務費基金積立金を増額し、保険給付費を減額するものでございます。

議案第74号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれに239万9,000円を追加し、予算総額を5億2,750万4,000円をお願いするものでございます。

主なものは、歳入では、基金繰入金の増額、歳出では、維持管理費を増額するものでございます。

議案第75号、平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的予算の主なものは、収益的収入では、その他営業収益を増額するもので、収益的支出では排水及び給水費を増額するものでございます。詳細につきましては担当課長から説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第23号例月出納検査の結果に関する報告について報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。よろしく申し上げます。それでは、報告第23号について御報告申し上げます。

報告第23号例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成29年12月6日提出。由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから2ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成29年7月分、8月分の例月出納検査をそれぞれ8月28日、9月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金の在 high と出納状況です。

現金の在 high、出納関係諸帳票等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検証しまして。資料の計数は帳票の計数と一致しており、適正に処理されていること認めました。

なお、通常であれば10月に9月分の例月出納検査を実施し、その報告を本定例会で行うところですが、10月から議選の監査委員が欠員の状態にあったことと、監査委員事務局が選挙管理委員会事務局とも兼任しておりまして、10月に行われました市長、市議会議員選挙、衆議院議員総選挙などの業務対応のため、10月の例月出納検査を延期しましたことから、9月の例月出納検査の報告は、次回の定例会でさせていただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第21号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（奈須 千明君） 総務課長です。それでは、報告第21号について詳細説明をいたします。

報告第21号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成29年12月6日提出、由布市長。

次のページをお開きください。このページには、平成29年11月27日付で専決処分を行った専決処分書を添付しています。

事故の概要、和解条件等につきましては次のページをごらんください。この事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故の概要は、平成29年8月8日午後1時50分ごろ由布市挾間町七蔵司374番2地先、市道向原別府線において、除草作業中、市の作業員が草をトラックに積み上げていた際に石が飛び出し、乙の所有する自動車が通過する際に乙の車両に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を5万1,710円と定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第22号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（一尾 和史君） 財政課長です。報告22号について詳細説明をいたします。

報告第22号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成29年12月6日提出、由布市長。

ページをお開きください。平成29年11月20日付で専決処分を行った専決処分書を添付し

ております。

事故の当事者、和解条件等につきましては、右のページ、記載のとおりとなっております。

事故の概要としましては、平成29年10月19日午前11時35分ごろ、庄内町上武宮、ゆふ移住交流センター星とびあ前広場におきまして、甲の車両が広場を出る際に後方確認を怠り、駐車中の乙の車両の右前方部に接触し、損害を与えた事故です。和解条件につきましては、市は乙に対し本件事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認めまして、損害賠償額を22万162円と定めたものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第55号について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（板井 信彦君） 教育次長でございます。議案第55号、由布市条件付返還免除型奨学資金条例の制定について。

由布市条件付返還免除型奨学資金条例を次のように定める。平成29年12月6日提出、由布市長。

このたびの条例につきましては、経済的理由により、就学が困難な方に対しまして、奨学金を貸与することにより、教育の機会均等を図るものでございます。市内に在住することによりまして、由布市の人材育成のため、奨学金の返還額の2分の1を免除するものでございます。

次のページをお開きください。この条例につきましては、1条、目的より18条のその他までの条例となっております、そのうち、第3条貸し付け人員といたしまして、年間10名以内としております。第5条の貸し付け要件につきましては、世帯員の市民税の所得割が非課税の方などとしております。

第8条、貸付時期及び貸しつけ金額につきましては、高校生は年間14万4,000円、大学等につきましては、年間24万円及び入学一時金といたしまして20万円としております。

第13条、返還期間につきましては10年としております。

第15条、返還の免除の第1項につきましては、卒業後由布市内居住を条件といたしまして、年ごとに返還額の2分の1を免除することとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第56号から議案第58号まで続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（奈須 千明君） 総務課長です。議案第56号から議案第58号について、議案番号に沿って、順次詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第56号でございます。

議案第56号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年12月6日提出、由布市長。

改正の内容につきましては、一般職の職員の給与改定に準じて市議会議員の期末手当につきましても改正を行うものです。支給月数は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に基づき、0.05月引き上げまして、3.05月となっています。

次ページをお開きください。第1条につきましては、平成29年12月支給分の期末手当を既に支払い済みの6月分と合わせまして0.05月引き上げる改正を行い、第2条におきましては、第1条で引き上げました支給月数を平成30年4月1日以降、6月と12月の支給月に振り分け、それぞれの支給月数を1.5月と1.55月とし、計3.05月とする改正を行うものでございます。

続きまして、議案第57号でございます。議案第57号由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について。

由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年12月6日提出、由布市長。

本改正につきましては、議案第56号同様、一般職の職員の給与改定に準じ、常勤特別職の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ3.05月とする改正を行うものです。

次ページに記載の第1条、第2条の改正内容につきましては、先ほど御説明をさせていただきました議案第56号と同じでございます。

続きまして、議案第58号でございます。議案第58号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年12月6日提出、由布市長。

次ページをお開き願います。第1条につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、行政職給料表の平均を0.2%引き上げるため、別表第1の改正を行うものです。

2枚めくっていただきます、お願いします。第2条、第3条につきましては、人事院勧告に準じ勤勉手当支給月数を改正するものでございます。

第2条につきましては、平成29年12月支給分の勤勉手当の支給月数を既に支給済みの6月分と合わせまして職員は0.1月、再任用職員は0.05月引き上げる改正を行い、第3条におきましては、主に第2条で引き上げました支給月数を平成30年4月1日以降6月と12月の支給月に振り分け、職員は0.9月、再任用職員は0.425月とする改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

午前11時00分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（佐藤 郁夫君） では、再開します。

ここで、議事日程の語句の修正をお願いします。議事日程第1号で、裏面でございますが、日程第17に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

ただいま表記しています議会第63号を議案第63号と改めさせていただきます。よろしくお願いたします。

次に、議案第59号について、詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（鶴原 章二君） 税務課長でございます。それでは、議案59号について詳細説明をいたします。

議案第59号、由布市税特別措置条例の一部改正について。

由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年12月6日提出、由布市長。

裏面をごらんください。今回の条例改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が地域経済けん引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されたことに伴い、条文の一部を整備するものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。2ページ、新旧対照表をごらんください。第1条第1項第3号及び第4条第1項、3ページの第2項は、地域経済けん引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されたことに伴い、法律の題名を初めとする条文の整備でございます。

第5条第1項は、地域再生法の項の繰り上げによる条文の整備でございます。

第7条第1項は、法律の改正に伴い、同意集積区域を促進区域に改めるものでございます。

附則で、公布の日から施行することといたしております。詳細説明は以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第60号について、詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（板井 信彦君） 教育次長でございます。議案第60号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年12月6日提出、由布市長。

このたびの条例改正につきましては、一般職の職員の給与改定に準じて教育長の期末手当を改正するものでございまして、議案第56号、57号と内容は同じでございます。

以上です。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第61号について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（漆間 尚人君） 総合政策課長です。議案第61号の詳細説明をいたします。

議案第61号、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について。

由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」、由布市庄内町東大津留636番地1、指定管理者大津留まちづくり協議会会長安部元生。

指定管理期間平成30年4月1日から平成34年3月31日まで。

指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う、指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。おおつる交流センターの指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない指定管理者の選定をしております。おおつる交流センターを拠点に活動を行っております地元の大津留まちづくり協議会を指定管理者として指定し、当施設の管理運営を行うものでございます。

資料といたしまして、指定管理選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第62号について、詳細説明を求めます。福祉課長。

○福祉事務所長兼福祉課長（佐藤 公教君） 福祉課長でございます。議案第62号の詳細説明をいたします。

議案第62号、由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について。

由布市湯布院福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市湯布院福祉センター、由布市湯布院町川上2863番地、指定管理者、社会福祉法人由布市社会福祉協議会会長三ヶ尻隼人、由布市庄内原365番地1。

指定管理期間平成30年4月1日から平成34年3月31日まで。

指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う、指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。由布市湯布院福祉センターの指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない指定管理者の選定をしております。由布市湯布院福祉センターについては、施設の指定管理期間が平成30年3月末をもって終了することに伴い、社会福

祉法人由布市社会福祉協議会が指定管理候補者に選定されているところでございます。

資料としまして、指定管理選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第63号について、詳細説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（衛藤 浩文君） 商工観光課長です。議案第63号について詳細説明を申し上げます。

議案第63号、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定について。

由布市観光情報発信拠点施設由布市ツーリストインフォメーションセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市観光情報発信拠点施設、由布市ツーリストインフォメーションセンター、由布市湯布院町川北8番地5、指定管理者、一般社団法人由布市まちづくり観光局代表理事桑野和泉、指定管理期間平成30年4月1日から平成34年3月31日まで。指定の条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消し、または停止を行う。由布市ツーリストインフォメーションセンターの指定管理者を選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号によりまして公募によらない候補者の選定がなされております。一般社団法人由布市まちづくり観光局を指定管理者として指定し、当施設の管理運営を行うものです。

資料としまして、指定管理選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第64号から議案第68号まで続けて詳細説明を求めます。農政課長。

○農政課長（栗嶋 忠英君） 農政課長でございます。議案第64号から68号まで一括して詳細説明を行います。

それでは、議案第64号由布市奥江休暇村センターから議案第68号の由布市下湯平地域特産物加工施設までの指定管理者の指定につきましては、由布市公の施設にかかわる指定管理者の指定に関する条例第5条第1項第2号に定める施設の目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できるため、公募によらない指定管理の選定を行っております。

それでは、議案第64号でございます。由布市奥江休暇村センターの指定管理者の指定について、由布市奥江休暇村センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市奥江休暇村センター、由布市湯布院町川西2044番地、指定管理者、奥江休暇村管理組合代表者日野明典、由布市湯布院町川西2044番地。

指定管理期間、平成30年4月1日から平成34年3月31日まで。

指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消し、または停止を行う。

本施設の現在の管理者は、奥江休暇村管理組合でございます。引き続き管理組合を指定し、当該施設の管理運営を行うものでございます。

資料といたしまして、次のページからありますが、選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協議書案を添付しておりますので御参照願います。

次に、議案第65号をお願いいたします。由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について、由布支庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」、由布市庄内町大龍1588番地、指定管理者、株式会社縁の里、代表取締役谷口京子、由布市庄内町大龍902番地2。

指定管理期間、平成30年4月1日から平成34年3月31日まで。

指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消し、または停止を行う。

本施設の現在の管理者は、株式会社縁の里でございます。引き続き指定管理者として指定し、当該施設の管理運営を行うものでございます。

資料といたしまして前議案と同様でございますので御参照いただきたいと思います。

次に、議案第66号をお願いいたします。由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について、由布市里の駅陣屋市場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市里の駅陣屋市場、由布市挾間町挾間95番地1、指定管理者、挾間町農村女性陣屋市場組合、代表平松幸子、由布市挾間町挾間95番地1。

指定管理期間、平成30年4月1日から平成34年3月31日まで。

指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消し、または停止を行う。

本施設の現在の管理者は、挾間町農村女性陣屋市場組合でございます。引き続き管理組合を指定し、当該施設の管理運営を行うものでございます。資料といたしましては、前議案と同様でございますので御参照いただきたいと思っております。

次に、議案第67号をお願いいたします。由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について、由布市川西農村健康交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市川西農村健康交流センター、由布市湯布院町中川1357番地2、指定管理者、株式会社田舎の地花良、代表取締役川上克明、由布市湯布院町中川1357番地2。

指定管理期間、平成30年4月1日から平成34年3月31日まで。

指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消し、または停止を行う。

本施設の現在の管理者を引き続き指定管理者として指定し、当該施設の管理運営を行うものでございます。

資料といたしましては、前議案と同様でございますので御参照いただきたいと思っております。

次に、議案第68号をお願いいたします。由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について、由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市下湯平地域特産物加工施設、由布市湯布院町下湯平762番地1、指定管理者、下湯平地域特産物加工所管理組合、代表渡辺啓一郎、由布市湯布院町下湯平762番地1。

指定管理期間、平成30年4月1日から平成34年3月31日まで。

指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消し、または停止を行う。

本施設の現在の管理者は、下湯平地域特産物加工所管理組合でございます。引き続き指定管理者として指定し、当該施設の管理運営を行うものでございます。

資料といたしましては前議案と同様でございますので御参照いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第69号及び議案第70号について続けて詳細説明を求めます。湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（右田 英三君） 湯布院振興局長です。詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第69号、由布市乙丸温泉館の指定管理の指定について。由布市乙丸温泉館の指定

管理を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、由布市長。

施設の名称でございますが、由布市乙丸温泉館でございます。所在地は、由布市湯布院町川上2946番地1、指定管理者、乙丸区区長後藤久生、住所は、由布市湯布院町川上3058番地2。

指定管理期間でございますが、平成30年4月1日から平成34年3月31日までとしています。

指定条件につきましては、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定管理の取り消し、または停止を行うということでございます。

この乙丸区につきましては、現在指定管理をさせていただいているところでございまして、引き続き指定管理者の候補となることについての候補者として、地方自治法第244条の2第6項の規定によって指定をさせていただいたところでございます。

資料につきましては、資料1の由布市の甲の施設の指定管理者の選定に係る報告書、それから指定管理者の議案の資料2の指定管理者運營業務仕様書、それから指定申請書、それから協定書を資料としてつけさせていただいているところでございます。

続きまして、議案第70号でございます。由布市狭霧台園地の指定管理者の指定について、由布市狭霧台園地の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、由布市長。

施設名としましては、由布市狭霧台園地、所在地は、由布市湯布院町川上1946番地14、指定管理者、由布岳南山麓景観保全機構、代表真崎寛彦、住所としまして、由布市湯布院町川南180番地4。

指定管理期間につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月31日まで。

指定条件につきましては、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消し、または停止を行うということでございます。

ここについても、引き続き現在管理させていただいておりますが、引き続き指定管理の候補として上げさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第71号について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（漆間 尚人君） 総合政策課長です。議案第71号の詳細説明をいたします。

議案第71号、大分地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について、地方自治法第252条の6の規定により、その例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定に

基づき、平成29年12月31日をもって大分地域広域市町村圏協議会を廃止するため、議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、由布市長。

裏面をごらんください。協議会のこれまでの経過を記載しております。

2の経緯にありますように、大分地域広域市町村圏協議会は、昭和47年に大分郡4町と大分市佐賀関町で設立をされました。平成17年10月の由布市誕生より新たな協議会となったところでございます。平成28年に新たな地域広域行政の枠組みとしまして、連携中枢都市圏、大分都市広域圏が形成され、活動を引き継ぐこととされました。また、3にありますように、第2次基本計画期間が、本年12月末で終了することから、平成29年12月31日をもって、大分地域広域市町村圏協議会を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第72号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（一尾 和史君） 財政課長です。議案第72号について詳細説明をいたします。一般会計補正予算（第4号）お願いいたします。めくっていただいて、議案第72号、平成29年度由布市一般会計補正予算（第4号）。平成29年度由布市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,911万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億8,434万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許補正による。

第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表債務負担行為による。

第4条、地方債の追加、廃止及び変更は第4表地方債補正による。平成29年12月6日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正になっております。

2ページの歳出合計まで歳出入の款項ごと補正額を計上しております。

3ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正です。3件の明許繰り越しをお願いしております。2款総務費湯布院複合施設整備事業については、施設の建設設計業務について協議調整に日数を要する見込みであること、また、その下9款商工費、消防資機材整備事業につきましては、落雷により機能停止した福万山中継局の部品の調達に日数を要する見込みであること、11款災害復旧費農業用施設災害復旧費につきましては、災害査定日程の都合上、工事の工期が確保できない見込みであることによるものです。右、4ページをお願いいたします。第3表債務

負担行為です。市報ゆふの印刷製本業務と外国語指導助手派遣業務、次期基幹系システム再構築事業の3件をお願いしています。いずれも契約事務を本年度に行う必要があるためでございます。

3番目のシステム再構築事業につきましては、県内8市町村で共同利用しております番号制度や次期基幹系システムの2021年度再構築に伴うものとなっております。

5ページをお願いいたします。

第4表地方債補正です。湯布院複合施設整備事業の追加、そして地域総合整備資金貸付事業債など2件の廃止、また、6ページにおきましては、市道東行田代線改良事業など、6件の変更となっております。廃止の2件につきましては、上段は石城コミュニティースペース庵が、地域総合整備資金、ふるさと融資ですが、借入れを行わないこととしたものです。下段は、湯布院公民館を湯布院複合施設とし、新たな施設整備事業として位置づけたことによります。

6ページの変更につきましては、事業費の増減あるいは税源の入れ替えに伴うものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。今補正予算の事項別明細書となっております。

10ページからの歳入詳細につきましては、特定財源として歳出科目に充てられているものは、歳出のところで説明をさせていただきます。一般財源となりますものについては、10ページからの歳入のところ、上段です。入湯税は増額の見込みということで、額を増額をしております。

2段目、国有提供施設等所在市町村助成交付金は、額の確定によるものです。

15ページをお願いいたします。2段目、19款1項1目繰入金、2節基金繰入金財政調整基金は、本補正予算の財源不足分を繰り入れしております。

3段目、21款5項2目雑入、1節雑入中の財政課分です。昨年の熊本・大分地震で被災しました公共施設に対しましての建物災害見舞金となっております。

その下、区分2の民生費の過年度収入は、児童福祉費の過年度精算によるものです。

17ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。各科目内での給与管理費におきまして、さきの人事院勧告に準じましての給与改定、あと各種手当の変更、時間外勤務手当の増額を計上しております。各項目の給与管理費の説明は省略させていただきますが、巻末に給与費の明細がございますので、御参照いただければと思います。

では、21ページをお願いいたします。上段、2款1項2目文書広報費、広報広聴推進事業は、市のホームページについて何度かシステムの不具合が生じておりますことから、脆弱性を解消するための改修業務の委託料をお願いしております。

下段、5目財産管理費、区分3挟間庁舎等管理費用の修繕ですが、挟間庁舎内の誘導灯あるいは消火栓の加圧ポンプなど、消防施設関連の不良箇所やマイクロバス車庫の修繕費となっております。工事請負費は、3階フロアのアンプ施設の移設工事で、消防から改善の指摘を受けましての

対応でございます。

23ページをお願いいたします。中段6目企画費、区分1企画費は、先ほど地方債補正で説明をいたしました石城コミュニティースペース庵への地域総合整備資金貸付金の減額です。

その下、区分2、地域公共交通事業は、地域公共交通の維持改善事業に係る国庫補助金の増額によりまして、財源の組み替えを行っております。

下段、7目電子計算機、行政事務情報化推進事業の工事費は、光ケーブルの防護カバー設置工事となっております。

25ページをお願いいたします。上段、9目地域振興費、区分2由布川地域都市再生整備事業の委託料です。由布川コミュニティセンター施設に係る擁壁工事に際しましての、隣接家屋の事前調査業務となっております。

その下、区分3、湯布院複合施設整備事業は、当初10款社会教育費の社会教育施設整備事業で計上おりました。湯布院公民館の建設設計業務委託料を組み替えるとともに、複合施設部分のかかる金額を追加しております。

続きまして、少し飛びますが、31ページをお願いいたします。2段目、3款1項1目社会福祉総務費、区分1の工事請負費は、老人福祉センター機能といたします挟間庁舎3階フロアの改修工事となっております。

下段、2目高齢者福祉費、区分2老人保護措置事業は、利用者数の増によるもので、財源内訳のその他は入所者の負担金となっております。

33ページをお願いいたします。上段、3目障がい者福祉費、区分1地域生活支援事業の負担金も、事業利用者の増によるもので、あわせまして国県それぞれ補助金の増額をいたしております。

その下、自立支援事業は、平成30年度の制度改正に伴うシステム改修の委託料と、医療費負担金の増額をお願いしております。財源として、医療費に係る国県からの負担金と総合支援に係る国庫補助金となっております。

35ページをお願いいたします。上段、6目介護保険事務費、区分1介護保険事業は、社会福祉法人の減免措置に係る補助金の増額と、特別会計への一般会計負担分の繰出金を計上しております。財源内訳ですが、減免措置に対する県からの補助金がございます。

37ページをお願いいたします。中段、3款2項2目子育て支援費、区分1保育所活動推進事業では、処遇改善加算率の改正に伴うシステム開発業務の委託料、そして当該加算による施設型給付費の増などとなっております。国県からの負担金とシステム開発に係る国庫補助金を充てております。

2つ下、区分3病児病後児保育事業ですが、11月に開所予定であった施設が、平成30年度

の開設になりましたことから、減額をしております。あわせて、国県からの補助金もそれぞれ減じております。

39ページをお願いいたします。下段、3項生活保護費の2目扶助費、生活保護費支給事業では、本年度の見込みによりそれぞれ増額をお願いするものです。特定財源は国庫負担金になります。

41ページをお願いいたします。中段、4款1項保健衛生費、2目母子保健費、区分1の母子保健推進事業では、未熟児保育医療費の負担金が増額となっております。個人負担金と国県それぞれの補助金を充当しております。

その下、区分2子ども医療費助成事業では、医療費の助成金が増額となっております。県からの補助金等基金からの繰入金を充当しております。

45ページをお願いいたします。下段、6款1項3目農業振興費、区分2中山間地域等直接支払対策事業の19節支払交付金については、面積の増加によるものです。

47ページをお願いします。中段になります、4目畜産業費の畜産経営支援事業については、事業費の確定による調整と、増頭事業あるいは品質向上事業における県の事業費組み替えに伴うものです。あわせて減額となります特定財源は、県の補助金でございます。

下段、5目農地費、市営基盤整備事業の工事費は、湯布院荒木地区の用排水路整備事業になります。

49ページをお願いいたします。上段、6款2項1目林業振興費の森林整備支援事業ですが、地域活動支援事業交付金のマイナス120万円につきましては、事業者からの要望取り下げにより減額しております。

下段、7款1項3目観光費の観光基盤整備事業は、今年度完成予定のTIC施設の指定管理を行うまでに必要な施設の維持費になっております。

51ページをお願いします。下段、8款2項2目道路新設改良費、区分1道路整備事業の社会资本整備事業の工事請負ですが、東行田代線、筒口線それぞれで改良の工事費をお願いしております。地方債の充当が1,420万円となっておりますのは、起債対象事業費の見直しを行い、借り入れ予定額を増額したものでございます。

区分2、道路整備事業の防衛調整交付金事業につきましては、中川一号線、山崎荒木線の事業費を八山線の改良事業に伴う用地費そして補償費に組み替えるものです。

53ページをお願いいたします。中段、8款5項1目住宅管理費、区分の1及び2につきましては、市営住宅の修繕並びに住宅3棟の解体工事費をお願いしております。

下段、9款1項1目常備消防費では、平成30年度新規採用職員の被服費そして自治消防70周年を記念して表彰される職員の特別旅費をお願いしております。

その下、区分2の消防資機材整備事業の修繕は、先ほど繰越明許費補正で御説明をいたしました福万山中継局の修理費です。

次のページをお願いいたします。中段、2目非常備消防費の非常備消防活動推進事業です。災害時に緊急出動いたしました消防団員の費用弁償、そして先ほども申しまして自治消防の70周年を記念して表彰を受ける団員の特別旅費となっております。

その下、区分3、災害対策環境整備事業の工事請負費は、防災ラジオの演奏所——放送局のことですが——の施設設置箇所の耐震化工事などをお願いしております。

57ページをお願いいたします。上段、10款1項2目事務局費、区分1教育環境管理充実事業の備品は、市内小中学校の新年度に向けましての机や椅子の購入費です。

下段、10款2項4目学校建設費の小学校施設整備事業ですが、合併特例債と過疎債について地方債の調整を行い、財源の組み替えを行っております。

61ページをお願いいたします。下段、10款6項1目社会教育総務費の社会教育活動推進事業では、5自治区の公民館の新築1件、修繕4件に係る補助金額を計上しております。

63ページをお願いいたします。中段、2目公民館費、区分2社会教育施設整備事業ですが、2款の地域振興費で説明をいたしました湯布院複合施設整備事業に伴う組み替えとなっております。

次のページ、65ページをお願いいたします。上段、3目図書館費、図書館事業に指定寄附がありましたので、充当しております。

以上で、議案第72号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第73号について、詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（生野 浩一君） 健康増進課長です。

議案第73号の詳細説明をさせていただきます。

議案第73号、平成29年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成29年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億438万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。平成29年12月6日提出、由布市長。

内容について御説明申し上げます。

事項別明細書の6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款1項1目、3款2項1目、4款1項1目、7款1項1目については、介護保険在宅サービス給付費の必要見込み額の減少による予算減額をお願いするものでございま

す。

5款については、介護保険施設サービス給付費の必要見込み額の増加による予算措置をお願いするものでございます。

3款2項3目、7款1項3目は、平成30年度介護保険制度改正に伴うシステム改修費に係る事務費を、国の補助金及び一般会計から予算措置をお願いするものでございます。

7款2項1目は、介護給付費準備基金の預金利子に係る予算措置をお願いするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

こちら歳出でございますが、1款1項1目の委託料424万2,000円につきましては、平成30年度介護保険制度改正に伴うシステム改修費でございます。

2款、3款につきましては、介護給付費の必要見込み額の増減による予算措置でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第74号及び議案第75号について、続けて詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長でございます。

議案第74号及び議案第75号につきまして、詳細説明を申し上げます。

まず、議案第74号でございます。

議案第74号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成29年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,750万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。平成29年12月6日提出、由布市長。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

初めに、歳出のほうから御説明させていただきます。8、9ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費、1節の報酬費につきましては、水源保護審議会開催の増によるものでございます。

それから、12節役務費につきましては、湯平浄水場及び下津々良浄水場の設備の新設等により中央監視システムへの接続による電話料の増でございます。

次に、2目維持管理費13節の委託料につきましては、台風や大雨などに伴います原水濁度上昇によるろ過地の砂上げ回数が増えるものでございます。

次に、2款1項1目元金につきましては、借り入れによる償還額の増によるものでございます。

次に、歳入でございます。6、7ページにお戻りください。

5款1項1目、一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました償還金増額分の2分の1を繰り入れていただくものでございます。

2項1目、基金繰入金につきましては、歳入の不足分を繰り入れるものでございます。

10ページは給与明細費でございます。

次に、議案第75号でございます。

議案第75号、平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）。総則第1条。平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成29年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の項目の補正予定額と計のみ、読み上げさせていただきます。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額1,154万7,000円、計5億9,853万5,000円。

支出、第2款水道事業費用、補正予定額370万円、計5億9,497万円。

議会の議決を得なければ流用することができない経費、第3条。予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

2ページをお開きください。（1）職員給与費、補正予定額2万7,000円、計3,955万6,000円。平成29年12月6日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたしますので、4ページをお開きください。

まず、収益的収入でございます。

1款1項3目その他営業費用1,154万7,000円の増額補正でございますが、これは新規加入件数の増によるものでございます。

次に、5ページをごらんください。収益的支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費及び2目の配水及び給水費の増額補正につきましては、それぞれ修繕費の増によるものでございます。

4目総係費につきましては、水源保護審議会開催への増によるものでございます。

6ページ以降は、給与費明細費でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（佐藤 郁夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、12月8日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、明日の正午まで、議案質疑に係る発言通告書の提出締め切りは、11日の正午までとなっていますので、時間厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでございました。

午後0時01分散会
